

(一社) 群馬県作業療法士会
広告掲載規定

(本規約の目的と適用範囲)

第1条

- (1)本規約は、一般社団法人群馬県作業療法士会（以下「当法人」）が年4回刊行する「群馬県作業療法士会ニュース」の広告スペース（以下、「広告枠」）の利用に関して、当法人と広告掲載者（以下、「掲載者」という）との関係に適用する。
2. 本規約は、掲載者が広告の掲載を当法人に申し込み、当法人がそれを承諾した時点から、広告の掲載を終了するまで適用されるものとする。

第2条（新規申し込みと契約の成立）

1. 広告枠の利用を希望する場合は、本規約の内容を承諾した上で、当法人の定める様式により、広告の掲載を申し込むものとする。
2. 当法人は、前項に従って申し込みがあった時点で、掲載者が本規約の内容を承諾しているものとみなす。
3. 本条による申し込みを当法人が受理し、広告掲載を承諾した時に広告掲載契約が成立するものとする。申し込みを承諾するか否かについては当法人が決定権を有するものとする。

第3条（広告掲載基準）

当法人が不適切と判断した広告については、これを掲載しないものとする。

第4条（広告の掲載料金および支払方法）

1. 掲載者は、広告掲載契約の成立後、以下に定める広告料金（消費税等相当額を含む）を、指定の期日までに当法人が定める銀行口座に振り込むことによって行うものとする。なお、振込手数料は掲載者の負担とする。
2. 企業広告掲載は原則として年間契約（年4回掲載）とし、1/2頁(2万円)または1/4頁(1万円)とする。ただし、賛助会員は1/2頁の掲載とする。
3. 求人広告は、原則的に1回枚の契約とするが、年度内であれば最大4回掲載の契約が可能となる。1/8頁は5千円を1口とし、最大2口(1/4頁)までとする。

第5条（広告の入稿）

1. 広告の原稿は掲載者が作成するものとする。紙面への印刷はコピーを使用するため、原稿の素材によっては不鮮明となる場合があるが、仕上がりに関して当法人はその責任を一切負わないものとする。

2. 掲載者の故意、または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、当法人は広告掲載規約に基づく債務を履行する義務を免れるものとする。

第7条（損害賠償責任）

1. 掲載者が本規約に違反し、不正もしくは違法な行為を行い、または情報を掲載することにより、当法人または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
2. 掲載者と第三者の間で、広告の内容に関して紛争が発生した場合は、当該紛争は掲載者とその第三者の間で解決するものとし、当法人に損害を与えないものとする。

第8条（免責）

1. 当法人の責によらない事由に起因して広告掲載規約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当法人は免責されるものとする。
2. 広告掲載規約に関して理由の如何を問わず当法人が掲載者に対し損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載規約に基づく掲載料を上限とします。

（規定の変更） 第7条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

附 則 1. この規定は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。